

インドネシアの法学教育と法曹養成

——一般系総合大学とイスラーム大学の比較の観点から——

* 服部美奈 ** 神内陽子

はじめに

1. インドネシアの司法制度と法曹養成
 - (1) オランダ植民地期における司法制度と法曹養成および法学教育
 - (2) 独立後インドネシアにおける司法制度と法曹養成
 - (3) 国家とイスラームの関係
 2. 一般系総合大学における法学教育：ディポネゴロ大学法学部の事例
 - (1) ディポネゴロ大学法学部の概要
 - (2) ディポネゴロ大学法学部の法学教育
 - (3) 学生によるカリキュラム評価と卒業後の進路
 3. イスラーム大学におけるシャリーア・法学教育：スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の事例
 - (1) 独立後のイスラーム系高等教育機関の変遷
 - (2) スナン・カリジャガ国立イスラーム大学シャリーア・法学部の概要
 - (3) スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の法学教育
- おわりに—小括および今後の課題

はじめに

本稿は、インドネシアの法曹養成における高等教育の位置づけと高等教育における法学教育の特徴を、国立の一般系総合大学およびイスラーム大学におかれた法学部の比較を通して考察するものである。ここで、一般系総合大学は研究・技術・高等教育省（以下、高等教育省）、イスラーム大学は宗教省の管轄下にあり、両系統の教育理念や教育課程、在籍する学生や卒業後のキャリアには異なる特徴がみられる。

本研究の意義は主に次の3点である。1点目は、インドネシアに対する法整備支援との関係である。1998年以降の民主体制への移行は法体制の変革を伴い、その過程で各国は民主化政策と経済改革、さらに憲法法制に対する支援を行った。インドネシアに対する日本の法整備支援は、「支援」というよりは「協力」「共

同研究」という性格が強く」[島田・服部 2019:8]、歴史も短く、規模も対象も小さいという¹ [島田・服部 2019]。そして、これらは主に実務・政府機関によるもので、インドネシアの法学教育や法曹養成に関する基礎的な研究は充分とはいえない状況にある。本稿はこの状況に対し、学術的な貢献を意図するものである。

2点目は、インドネシアにおける法学教育の変遷と現状について、成り立ちを異にする一般系とイスラーム系的高等教育機関を比較考察する点である。そして現状の分析にあたっては、法学教育と現在の法曹養成との関係を考察する。管見の限り、教育学の先行研究において、インドネシアの法学教育を上述の比較の観点から考察したものはない。植民地支配の痕跡として、インドネシアの法制度はオランダ法制度の影響を強く受けているといわれる。法学教育についても、植民地期には原住民エリート子弟に対するオランダ法教育の導入があり、独立後も一定期間オランダ法学者による大学での法学教育が存続したことから、植民地宗主国であるオランダの法学教育の影響を看過すること

* 名古屋大学大学院教員

** 元名古屋大学大学院学生

はできない。一方、インドネシアでは、オランダによる植民地教育が導入される以前から、プサントレンとよばれる伝統的イスラーム寄宿塾においてシャリーア（イスラーム法）²が学習されてきた歴史がある。それと並行して、高等教育機関としては植民地期末の1940年代に設立された私立イスラーム高等教育機関にもシャリーア学部がおかれた。そして、独立後に宗教省によって設立された国立のイスラーム系高等教育機関においても、シャリーア学部は草創期からの主要学部位置づけられた。つまり、シャリーア（イスラーム法）は、イスラーム諸学の主要な学問分野として学習されてきたといえる。このように一般系とイスラーム系の法学教育はその起源も異なり、さらにその後も別々の変遷をたどる。しかし、両者はまったく相容れないものとして発展したのではない。特に独立前から近代的な学校教育システムを導入することによりイスラーム教育の改革を目指した改革派のイスラーム教育機関においては、早くから一般系で学ばれる一般科目を導入する試みがなされてきた。また、一般系の高等教育においても独立後、インドネシア独自の展開がみられる。

3点目は、2000年以降の国立イスラーム系高等教育機関の改革に着目する点である。詳細は本論で考察するが、改革とは、宗教専門大学としての国立イスラーム宗教大学(Institut Agama Islam Negeri)から、総合大学としての国立イスラーム大学(Universitas Islam Negeri)への再編である。これにより、学部構成は、イスラーム諸学を基本とするものから、一般系の学問との融合を目指したものへと変化した。シャリーア学部はシャリーア・法学部、タルビヤー学部はタルビヤー・教育学部、ダアワ学部はダアワ・コミュニケーション学部になった。シャリーア・法学部で行われる法学教育は、シャリーア学部あるいは一般総合大学の法学部で行われる法学教育と何が異なるのか。そして、シャリーア・法学部では、非宗教的な知識から構成される法学教育とシャリーア教育がどのように折衷・融合・統合されているのか。本稿では、こういった問いに答えようとするものである。

以下、本稿では国立の一般系総合大学とイスラーム大学を考察の対象とし、両系統の法学部における法学教育と法曹養成を考察する。本論では第一に、インドネシアの司法制度と法曹養成の歴史の変遷と現状、そして法学教育の歴史の変遷を概観することからはじめたい。そして第二に、両系統の法学教育を具体的な事例にもとづき考察する。本稿が考察の対象とする大学は、一般系総合大学については国立ディポネゴロ大学

(中部ジャワ州)、イスラーム大学についてはスナン・カリジャガ国立イスラーム大学(ジョグジャカルタ特別州)とする。最後に、両系統の法学教育の特徴、およびこれらの法学教育と法曹養成との関連を明らかにする。研究にあたっては、両系統の大学関連資料の分析とともに、関係者へのインタビューおよび授業観察を行った。なお、現地調査は2017年3月14～22日に神内、2018年2月26～27日に服部が実施した。

1. インドネシアの司法制度と法曹養成

(1) オランダ植民地期における司法制度と法曹養成および法学教育

オランダが進出を始めた17世紀初め頃の東インドでは、互いに同盟関係あるいは敵対関係にある大小の王国が内陸沿岸両部に広がっており、それぞれが独自の社会的、経済的、政治的、法的な組織をもっていた。これら王国の法制度の大半は、のちに土着の法とインド的な法、そしてイスラーム法の融合したものに見なされるようになるのだが、その間にはかなりの相違があったという[Ball 1982:1]。1602年に設立された連合東インド会社(VOC)は、連邦議会からの特許状にもとづき、「喜望峰の東からマゼラン海峡の西まで」の広大な地域における航行の独占や条約の締結、兵力の保持、自衛戦争の遂行といった準国家的な権限を与えられており、法律の制定や裁判官の任命・罷免、刑罰の実施など治安維持のために必要な措置をとる権限も、そのうちの一つであった。ただし、東インド会社によるオランダ本国の法制度の導入はバタヴィア(現在のジャカルタ)をはじめとする貿易拠点都市に限定されており、その外に居住する原住民には「土地の法」の適用が認められていた。こうした法の二元化は、1799年に東インド会社が解散し、オランダ政府に統治が委ねられた後も追認されていくこととなる。1848年の一般規定および1854年統治法が住民を「ヨーロッパ人」と「原住民」の2つの集団に区分したのに続き、1925年の改正統治法は、それまで「原住民」に含まれてきた中国系やインド系、アラブ系の住民を「外来東洋人」として取り出し、3分類とした。その上で、「ヨーロッパ人」にはオランダ本国の法を適用する一方、「原住民」と「外来東洋人」に対しては、「ヨーロッパ人と共通に法の適用を受ける領域を除き、そのすべての活動をそれぞれの固有法によって行うこと」が定められた³。また裁判所に関しては、ヨーロッパ人裁判所(中国系住民や、オランダ民法を選ぶ原住民も対象に含む)、原住民裁判所(ランドラード)、一般裁判所(全住民を対象に軽微な刑事事件を扱う)の3種類の系列の裁判

所があり、さらにイスラムの婚姻や相続に関わる事項を扱う宗教裁判所も置かれていた。ただし、これら裁判所の手続きは直轄領（ジャワとマドゥラ）と外領でそれぞれ異なっており、また同じ直轄領の中でも、刑事・民事の別や訴額、罪状、被告人の属性によって第一審裁判所となる裁判所が異なるなど、この時期の法制度は多元的かつ非常に複雑であった⁴。これに関して Cribb は、あらゆる植民地の中でも、オランダ領東インドほど単一の司法権の中に複合的な法秩序の複雑なシステムが存在した例はないと述べている [Cribb 2010:65]。

続いてオランダ植民地期における法学教育を概観する。現地の人々を対象とする一般系法学教育は、1908年にバタヴィアに設立された原住民法律家訓練学校（Opleidingschool voor Inlandse Rechtskundigen）に始まる。この学校は、現地の貴族などの子弟を対象とする全寮制の学校で、「植民地の司法エリートに西洋法思想を移植することを目的」[島田 2017:336]としていた。予科3年と本科3年からなり、予科ではオランダ語、フランス語、歴史、哲学、地理学を学習した。続く本科では、オランダ人法律家が必要とする知識を簡便に学習すると同時に、東インドに関する法律概論や法制史、国制法、刑法、刑事手続法、民法、商法その他、東インド慣習法など東インド独自の法についても学習したとされる [島田 2017:335-336]。その後、1924年にバタヴィア法科大学（Rechtshoogeschool te Batavia）が設立された。同大学の設立を受け、原住民法律家訓練学校は1928年に閉鎖された。バタヴィア法科大学で法学士の取得が可能になったことから、オランダに留学して法学士を取得しなければならなかった従来とは異なり、現地民エリートが司法キャリアを高める契機となった [島田 2017:335-336、戸田 1976:81-85]。しかし、植民地期の法学教育の目的は、あくまでも植民地の行政上の必要を満たし、卒業生は原住民裁判所（ランドラード）の裁判官あるいはオランダ植民地政府の司法官になるためであった。そのため、法学教育のカリキュラムは、卒業生が諸法規の基礎となる諸原理に関する全般的な知識を確実に習得するという目的のために設計されていた [Hikmahanto 2006:3]。その後、日本軍政期になると、1943年に短期の裁判官訓練コースが設置された。さらに1945年には2年間の訓練期間の予定で建国学院（裁判官を含む官吏養成施設）が設置されたが、終戦により途中で頓挫した [島田 2017:344]。

イスラーム系の法学教育については、前述したようにオランダによる植民地教育が導入される以前か

ら、伝統的イスラーム寄宿塾（プサントレン）においてシャリーアが学習されてきた歴史がある。またそれと並行して1940年代には改革派によって高等教育機関が設立され、シャリーア学部が置かれるとともに、非宗教科目を導入する試みもなされた。具体的には1940年、西スマトラの州都パダングに高等イスラーム学院（Sekolah Islam Tinggi）が、イスラーム宗教教師同盟（Persatuan Gugu-guru Agama Islam）によってマフムド・ユヌス（Mahmud Yunus）を学院長として設立され、シャリーア学部（Fakultas Syariah）と教育・アラビア語学部（Fakultas Pendidikan dan Bahasa Arab）の2学部が置かれた。シャリーア学部の初年度で学ばれる科目は、宗教科目、アラビア語、その他の科目から構成され、1年間で学習する29単位の配分は宗教科目12、アラビア語科目5、その他の科目12であった。宗教科目では、「フィクフ・イスラーム史（Fiqih dan Tarikh Tasyri）」、「イスラーム法源学（Usul Fiqih）」、「クルアーン解釈学（Tafsir）」、「ハディース（預言者ムハンマドの言行録）（Hadits）」、「タウヒード（神学）（Tauhid）」が教えられ、イスラーム法学関連科目である冒頭の2科目に対して宗教科目全体の5割に相当する6単位が当てられた。また、一般科目では、教育学（Pendidikan）、論理学（Manthiq）、歴史（Tarikh）、社会学（Sosiologi）、インドネシア語、オランダ語、英語が教えられた [Mahmud Yunus 1992:117,120]。宗教科目ではイスラーム法学に重点が置かれつつも、全単位数29のうちの12単位が一般科目にあてられている点が伝統的イスラーム寄宿塾（プサントレン）とは異なる特徴である。同学院は日本軍政期が始まる1942年に閉鎖されたために短命であったが、独立後のイスラーム高等教育の発展の先駆的存在として位置づけられる。

（2）独立後インドネシアにおける司法制度と法曹養成

1945年8月17日に独立を宣言したインドネシアでは、翌18日に公布された共和国憲法の経過規定第2条において「既存のすべての国家機関および法令は、本憲法にもとづき新たに定めのあるまで引き続き効力をもつ」とされたことにより、結果的にオランダ植民地法が継承されることとなった。その影響は、刑法典から民商事法典に至るまで、現在も実定法の主要な部分に残されている [島田 2009:134]。裁判所制度や検察制度については、すでに日本軍政下である程度の統一が進められていたが、独立戦争の混乱もあって、広大な領土において長年機能してきた多元的な法体制を統一することは容易ではなかった⁵。中でも刑事司法分

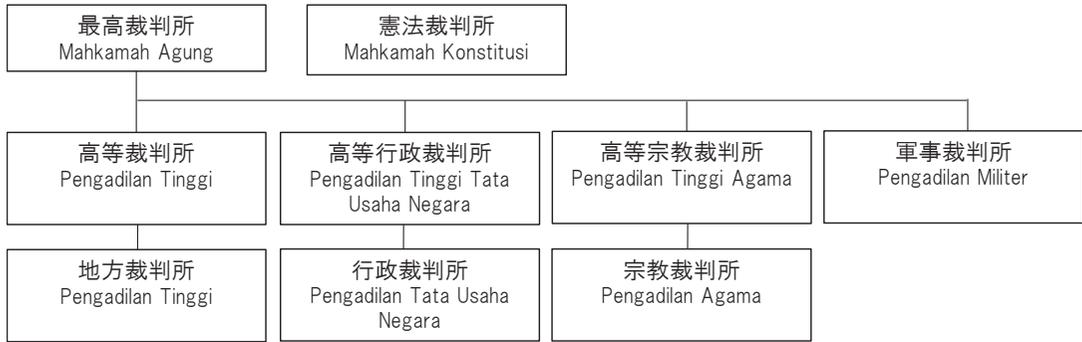


図1 インドネシアの司法制度

野における法制度の統一は、1958年9月に、それまでジャワとマドゥラでのみ有効であった規定がインドネシア共和国の全領域に適用されるまで待たなければならなかった⁶。

2019年現在インドネシアには、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所の4つの系列の裁判所が存在する。このうち通常裁判所は一般の民事・刑事事件を管轄する裁判所、行政裁判所は行政訴訟を管轄する裁判所、宗教裁判所はムスリムの家族法や相続法に関する事件を管轄する裁判所、軍事裁判所は軍人の犯罪や職務上の係争を管轄する裁判所、と機能が振り分けられており、これらすべての裁判所の頂点に最高裁判所が位置づけられている⁷。

現行のインドネシアの法曹養成制度の特徴は、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）に共通する国家司法試験がなく、最高裁判所、検察庁、弁護士会がそれぞれ独立に資格付与試験を実施し、合格者に対して研修を行っている点にある⁸。ただし、いずれの場合にも法学士号を取得していることが受験資格となっており、大学の学部段階における法学教育が法曹養成の基礎として位置づけられている。裁判官の任用に関しては、通常および行政裁判所系列の裁判官候補生は一般系の法学士（S.H.）、宗教裁判所系列の候補生はイスラーム法学士（S.Sy/S.HI）またはイスラーム法を修めた一般系の法学士（sarjana hukum yang menguasai hukum Islam）であることが条件であり、長年、それぞれの系列の裁判官は最初から異なるキャリアパスを歩んでいた⁹。しかし2016年8月の宗教大臣規則によりイスラーム法学士の学位が廃止されて一般系の法学士に一本化されたことにより、実質的には学位の系統にもとづくキャリア上の区別がなくなった。そのため現在は、宗教系高等教育機関で法曹を目指す学生も柔軟な進路選択が可能となっている¹⁰。

（3）国家とイスラームの関係

インドネシアは人口の約9割がムスリムであるが、イスラームを国教としていない。小林（2005）が指摘するように、ムスリムが多数を占めつつもイスラームを国教とせず世俗法を採用する他の多くの国々と同じように、インドネシアにおいてもイスラーム法は主に家族法の分野で成文化されるにとどまる〔小林 2005:87〕。家族法関係の法規を定めた婚姻法の成立はスハルト体制期の1974年である。また、宗教省が独立後間もない1946年に設置されているが、設置の目的は国民の宗教生活の便宜をはかることであり、基本的には行政事務を扱う官庁としての位置づけである。宗教教義に関わる準政府機関としてはウラマー協議会（Majelis Ulama Indonesia）があげられるが、ファトワー（法学裁定）は法的拘束力をもたない。教義解釈のイニシアティブは、あくまでも民間のイスラーム指導者が影響力をもっているのがインドネシアの特徴であるといえる〔小林 2005:87-110〕。

前述したように、イスラーム法は主に家族法の分野にとどまる。しかし、世俗的近代法体系で成り立つ制定法とイスラーム法との関係の調整や役割分担は必要となる。前節でもみたようにインドネシアにはイスラーム法への配慮として宗教裁判所（Pengadilan Agama）がある。宗教裁判所は、小林によればムスリム家庭裁判所とも呼べるものである〔小林 2005:90〕。

裁判で法判断の典拠となる実定法は、宗教裁判法（法律1989年第7号）制定から2年後の大統領令1991年第1号において『イスラーム法集成』（Kompilasi Hukum Islam, 通称KHI）の使用が指示された。小林によれば、KHIでは婚姻・離婚のみならず親子関係、相続についても規定されており、実質的にインドネシアのムスリム家族法になっているという。しかし、KHIは法律ではなく、裁判官の「手引書（Pedoman）」と

して用いられている [小林 2005:95]。宗教裁判所が審理する問題は、婚姻、相続、遺贈 (wasiat)、贈与 (hibah)、ワカフ、サダカ (shadaqa 喜捨) であることが宗教裁判法で定められた。婚姻法が実定法であるのに対し、宗教裁判法は訴訟法である [小林 2005:104]。

以下では、インドネシアの法曹養成の基礎である学部段階の法学教育の特徴を明らかにするため、一般系総合大学とイスラーム大学それぞれにおける法学教育を分析する。前述したように、前者の一般系総合大学の例として取り上げるのは中部ジャワ州スマランの国立ディポネゴロ大学、イスラーム大学の例として取り上げるのは、ジョグジャカルタ特別州のスナン・カリジャガ国立イスラーム大学である。

2. 一般系総合大学における法学教育：ディポネゴロ大学法学部の事例

(1) ディポネゴロ大学法学部の概要

中部ジャワ州の州都スマラン市に位置するディポネゴロ大学 (Universitas Diponegoro) は、1956年に設立 (1957年に正式に開学) された私立のスマラン大学 (Universitas Semarang) を前身とする国立総合大学である。開学3周年にあたる1960年に当時のスカルノ大統領により、反オランダ植民地闘争の歴史的英雄の名にちなんでディポネゴロ大学へと改称され、さらに翌1961年の政府規則によって国立大学化された経緯がある¹¹。以後、ディポネゴロ大学は、インドネシアのトップ国立総合大学を構成する7基幹大学の一つとして位置づけられてきた。インドネシアでは2000年以降、高等教育機関の国有法人化 (PTN-BH) が進められており、ディポネゴロ大学も2017年1月に法人化されている。これにより原則的に法人としての大学が運営を行うこととなり、大学単位での商業ユニットや株式会社の設定も可能となった。ただし教職員の給与は、引き続き政府が負担している。キャンパスは以前、スマラン市中心部のブルブラン地区に位置していたが、2000年代にスマラン市の南東端トゥンバラン郡の広大な敷地へ段階的に移転した。現在、学部教育は「上キャンパス」と呼ばれる、この総合キャンパスで行われている。

ディポネゴロ大学には現在11学部が置かれている。このうち法学部は、経済学部 (現 経済・ビジネス学部) や工学部とともに、前身のスマラン大学時代に設置された比較的歴史の長い学部の一つである。インタビューによれば、法学部を設置する高等教育機関は国立と私立を合わせて全国に約350あり、そのうち53は国立である。全国の国立大学法学部を緩やか

にまとめる組織としてインドネシア国立大学法学部長協会 (Badan Kerjasama Dekan Fakultas Hukum Perguruan Tinggi Negeri se-Indonesia) があり、インタビュー時の会長は、ディポネゴロ大学の法学部長ベニー・リヤント (Benny Riyanto) 氏であった。学術界におけるディポネゴロ大学法学部の重要な功績としては、「プログレッシブ法」(Hukum Progresif) の概念を提唱したサジプト・ラハルジョ (Satjipto Rahardjo) 教授を輩出したことが挙げられる。この概念は、個々の社会に根づく法 (Hukum Masyarakat) を尊重する立場であり、同学部の学問的伝統になっている。

法学部の学生数は1学年600名程度で、1クラス最大60名である。教員数は約120名 (男女比7:3) で、このうち非常勤教員が4~5%を占めている。非常勤教員として任用されているのは、主として法律実務に従事する、あるいは退職した裁判官や検察官、弁護士らである。実務家任用の背景には、彼らの経験が学生にとって有用であるとの認識のほか、特に退職者については雇用機会を提供する意味合いがある。常勤教員の任用に際しては修士号取得を最低要件としており、教員の多くがディポネゴロ大学 (院) の出身者である。海外で学位を取得した教員も5名いる。また修士号取得者のうちの2割ほどが、ディポネゴロ大学または他の国内外の大学に在籍して博士号取得を目指している。なお、ディポネゴロ大学には法学および公証人の修士課程と、法学の博士課程が置かれており、こちらは学部教育移転前のキャンパスがあったブルブラン地区の「下キャンパス」で開講されている。外国人教員に関しては、過去にオランダ、オーストラリア、アメリカから1週間程度、招聘したことがあるが、常勤教員はいない。

(2) ディポネゴロ大学法学部の法学教育

ディポネゴロ大学法学部には10のコース (bagian) 一刑事、西洋民事、商事、農事・アグット・イスラーム、手続法、国家組織法、国家行政法、国際法、法と社会、法学基礎一があり、学生は第6学期から各コースに分かれて特定の分野を重点的に学ぶ。インタビューによれば、同学部における法学教育の重点は、①1999年以前は学術教育 (ilmu)、②1999年から2014年までは学術教育・専門教育 (profesi)、③2014年以降は学術教育・専門教育・職業教育 (vokasi) というように変遷してきた。このうち学術教育は大学教員が担うもの、専門教育は専門職人材 (弁護士や裁判官ら) が担うもの、職業教育は専門性の低い法律実務に従事する者 (パラリーガルや事務員など) が担うもの、と理解

されている。しかし実際のところ、学術教育と専門教育の区別は難しいという。一例として2014年に設置された公証人 (Notaris) の修士課程は、修了と同時に資格を取得できるという意味で専門教育といえるが、カリキュラム面では学術教育との区別が曖昧である。基本的に専門教育に関しては、例えば弁護士会といった専門家組織が担う、あるいは専門家組織と協同して行う、といった工夫の必要が認識されている¹²。

現行のカリキュラム (添付資料1参照) では、学生に期待される資質「7つの星」(the Seven star)として、政策立案者、法律問題の解決者、交渉人、起業家、コミュニケーター、専門家、リーダー、という幅広い資質が掲げられている。カリキュラムには、ナショナルレベルのカリキュラムに加え、学部独自の科目と地域科目 (lokal) がある。地域科目は、大学の置かれた地域の特色に配慮したもので、同学部では海洋法と沿岸マネージメントが導入されている。4年に1度のカリキュラム改訂にあたっては、「ビジョンと使命」および「期待される学生像」(Profile Lulusan) について学内で検討した後、政府や法曹、民間関係者へ諮問を行う。これに加えて、年に1度開催されるインドネシア国立大学法学部長協会会議での議論を踏まえた上で、最終的な決定が下される。2016年度カリキュラム (2010年度以降の入学者に適用) の卒業所要単位は150単位で、このうち学部必修科目 (コア科目) が138単位 (学外奉仕活動3単位とリーガルライティング2単位を含む)、コース別科目が12単位 (必修8単位、選択4単位) である。例えば刑事コースの学生の場合、学部必修科目150単位に加えて、コース別の必修科目である刑法選集 (Kapita Selekt) a, 比較刑法, 刑法ポリティクス, 犯罪学選集 (各2単位) の計8単位と、選択科目である被害者学, 刑罰学, 少年法, 刑事裁判制度 (各2単位) から4単位を修得しなければならない。ただし、コース別科目のうち選択科目4単位については、他コースの開講科目から取得してもよい。カリキュラム中、実践的なスキルを育成するための実務科目に当たるのは、学部必修科目である訴訟実務 (Kemahiran Litigasi) の3単位と、非訴訟実務 (Kemahiran Non Litigasi) の2単位である。このうち非訴訟実務は、いわゆる裁判外解決手続きの演習 (Laboratorium) であり、西洋民事コースの学生であれば契約法演習、国家組織法コースの学生であれば法案作成演習、国際法コースの学生であれば国際協定演習、といったように、それぞれのコースに応じて実践技能の習得を目指すものである。しかしながら同学部の実務教育は、この訴訟実務と非訴訟実務の計5単位にとどまっており、また、以前実

施されていた裁判所実習も現在は廃止されている。このことから、カリキュラムを見る限り、同学部の法学教育はアカデミック・理論重視の傾向が強いといえるだろう¹³。ただし、その一方で、前述のように実務者の非常勤雇用が推奨されていることのほか、授業の中で模擬裁判を実施し、優秀な学生を全国大会や国際大会に参加させるといったような取り組みがなされていることにも留意しておきたい。

授業の形式としては、講義が一般的である。インタビューによれば、学部の方針として学生中心の授業 (student centered-learning) が推奨されているとのことであったが、いくつかの授業を観察した限りでは、予め準備された教材をもとに教員が一方的に解説していく形態が殆どであった。ただし、グループ・ディスカッションや実地体験を部分的に取り入れている教員もいる。一例として、ある刑罰学 (Penologi) の授業では、任意参加のスタディ・ツアーとして、毎年、中部ジャワ州南西部チラチャップの沖合に位置し、「監獄島」として知られるヌサカンバンガン島の刑務所の訪問見学がコーディネートされている。また教材としては、各教員が選んだ市販のテキストや、教員が独自に作成したパワーポイントが使われている。教材の使用言語および教授言語は、基本的にインドネシア語である。インドネシア国内の法学部では長年、オランダ語が必修であったが、現在、そのプレゼンスは英語に取って代わられており、同学部でも法学基礎をコースする学生のみ選択科目となっている。

(3) 学生によるカリキュラム評価と卒業後の進路

では、以上のような学部カリキュラムや授業、教員の質は、学生たちからどのように評価されているのだろうか。また学生は卒業後の進路をどのように考えているのか。2018年に学生に対して行ったインタビューの内容は以下の通りである¹⁴。

① 第8学期生 (男子)

西ジャワ州出身で、推薦入試により入学した。専攻分野は国家行政法で、現在第8学期生のため卒業論文を準備している。大学に入学した当初は職業のことはあまり考えていなかったが、卒業後はインドネシア大学の修士課程で国家行政法を深めたいと考えている。インドネシア大学は家から近いため希望しているが、インドネシア大学もディボネゴロ大学も質は同じであると考えている。現在のコースで有利だと考える点は、国家行政の仕組みを理解できることである。国家

行政は公務員や企業等、どの職種にも役立つと考えている。学部の講義は第5学期までは全員同じカリキュラムで、第6学期から学生の関心に応じてコースに分かれる。しかし厳密に分かれるわけではないため、国家行政法を選択しても弁護士になることもできる。幅広く学ぶことができる一方で、学部を卒業しただけでは特定の専門分野を深めることができるわけではないし、法曹資格が取得できるわけでもない。ディボネゴロ大学法学部の教育の質には大変満足している。教員の学歴も高く、同時に憲法裁判所や大臣職などの要職に就く教員や卒業生も多い。また、実践に関しては非常勤の教員による講義の担当や、外部の専門家による講演、さらに学生組織で外部の専門家に講演を依頼することもあり、さまざまな機会が得られている。常勤の教員も理論だけではなく現場の話をしてくれるため、実践面で不足しているという印象はない。留学に関しては、機会があれば是非、オランダに留学したいが奨学金が必要であるため、実際にできるかどうかはわからない。

② 第4学期生（女子）

中部ジャワ州プカロガン出身で、推薦入試により入学した。現在まだ第4学期生なのでコースには配属されていない。卒業後は修士課程で公証人に関する知識を深め、将来は公証人を希望している。入学して勉強するなかで、弁護士や裁判官は自分には向いていないと感じた。学部の講義には満足している。教員に関してもプロフェッサーもおり、みな充分教員としての能力を有していると思う。留学の機会があればイギリスを希望するが、まだ具体的には考えていない。

③ 第4学期生（女子）

ジョグジャカルタ出身で、推薦入試により入学した。両親も法学部出身で、地方裁判所に勤務している。将来は公務員を希望している。法学部を選んだのは、卒業後の進路に多様性があり、選択肢が多いためである。

このように、カリキュラムや教員の質についての学生の満足度は比較的高いようである。本学部のカリキュラムはアカデミック・理論志向が強いことは先に指摘したが、このことは、特定の専門分野を深めることはできないものの法について幅広く学べる課程編成と相まって、学生たちの卒業後の進路選択を多様なものとしている。同学部には、弁護士や裁判官といった法曹関係の専門職だけでなく、公務員や民間企業への就職

を目指す学生が多く、こうした多様なニーズを満たすことのできる法学教育が肯定的に評価されている。また、実務家の非常勤教員による講義や外部の専門家による講演の機会があり、常勤教員も実践面を意識した内容の講義を行っていることから、カリキュラム上は実務科目が比較的少ないにもかかわらず、実践的な教育が不足しているとは感じられていないようであった。

3. イスラム大学におけるシャリーア・法学教育：スナン・カリジャガ国立イスラム大学の事例

(1) 独立後のイスラム系高等教育機関の変遷

現在のイスラム大学シャリーア・法学部の事例に入る前に、宗教省によって設立された国立イスラム高等教育機関の独立後の変遷をまず概観しておきたい。前述したように、オランダ植民地期からインドネシアには伝統的なシャリーア学習の場があり、同時に私立のイスラム高等教育機関設立の動きもみられた。独立後も、イスラム教育を活性化してきた原動力はムスリムの草の根的な活動によるところが大きい¹⁵。しかしここでは特に、国家によるイスラム教育の整備という観点から、国立イスラム高等教育機関の変遷に焦点をあてることとする。

独立後に設立された最初の国立イスラム高等教育機関は、政令1950年34号により1951年にジョグジャカルタに設立された国立イスラム宗教大学校（Perguruan Tinggi Agama Islam Negeri: PTAIN）である。この大学は、私立インドネシア・イスラム大学の宗教学部を母体として設立された〔Mahmud Yunus 1992:396-404〕。その後、宗教大臣決定1957年1号により、ジャカルタにイスラム宗教公務アカデミー（Akademi Dinas Ilmu Agama: ADIA）が設立された〔Mahmud Yunus 1992:404-408〕。このアカデミーは、3年間のセミアカデミーと2年間のアカデミーからなり、前者は宗務に携わる国家公務員の学位取得、後者は宗教教師など一般・職業・宗教学校における宗教教育の専門家養成を目的に設立されたもので、対象は国家公務員に限定されていた。また専攻として、宗教教育専攻とアラビア文学専攻がおかれた〔Mahmud Yunus 1992:404-408〕。以上のことから、1950年代は、国立のイスラム高等教育機関がイスラム学に関する専門家の養成を、アカデミーが宗務に携わる国家公務員や国立学校教員の養成を担っていたことがわかる。

その後、大統領令1960年11号により、1961年に国立イスラム宗教大学（Institut Agama Islam Negeri）

が Al-Jamiah Al Islamiyah Al Hukumiyah という名称でジョグジャカルタに設立された。同大学は、上述したジョグジャカルタの国立イスラーム宗教大学校とジャカルタのイスラーム宗教公務アカデミーの統合により創設されたものである [Mahmud Yunus 1992:396-404, 411-418; 中田 2018:162]。ウスルディン学部 (神学部) とシャリーア学部 (イスラーム法学部) はジョグジャカルタに、アダブ学部 (アラビア文学部) とタルビヤー学部 (イスラーム教育学部) はジャカルタにおかれた。そして、シャリーア学部には3つの専攻、つまり、「クルアーン解釈学・ハディース (Tafsir/Hadits)」専攻、「フィクフ (Fiqhi)」専攻、「イスラーム法学 (Qadla)」専攻がおかれた [Mahmud Yunus 1992:411-418]。

国立イスラーム宗教大学はその後、1980年代までに全国に14校設立された。同大学は、イスラーム諸学の学習を重視しつつも、一般科目の導入や海外留学も積極的に促進した。エジプトのアズハル大学をはじめとする中東諸国だけでなく、アメリカのシカゴ大学、コロンビア大学、オハイオ大学、カナダのマギル大学、オーストラリアのオーストラリア国立大学、メルボルン大学、モナシュ大学、オランダのライデン大学をはじめ、多くの主要大学との間に協力関係を築いており、古典的なイスラーム学の伝統と西洋の宗教研究における方法論を身につけた新しい世代の知識人たちを育て、インドネシア独自のイスラーム研究を発展させてきた [服部 2010]。

2000年代に入り、国立イスラーム宗教大学は新たな変革期を迎える。具体的には、国立イスラーム宗教大学 IAIN (Institut Agama Islam Negeri: IAIN) から、総合大学としての国立イスラーム大学 (Universitas Islam Negeri: UIN) への再編が進められた。2002年にジャカルタのシャリフ・ヒダヤトゥッラー国立イスラーム宗教大学が、総合大学としてのシャリフ・ヒダヤトゥッラー国立イスラーム大学 (Universitas Islam Negeri Syarif Hidayatullah) に再編したことを端緒に、2019年までに9校の国立イスラーム大学が誕生している。総合大学化されたイスラーム大学では、従来の「シャリーア学部」を「シャリーア・法学部」に、「ダアワ学部」を「ダアワ・コミュニケーション学部」などに再編し、イスラームと一般学問を分離しない知の統合が目指されている。総合大学への再編の一般的な理由としては、第一に国立大学の定員拡大、第二に質の高い学生の入学確保、そして教育の質の向上を図る目的があるとされる。しかし特に国立イスラーム大学に関していえば、①国民教育におけるイスラーム高

等教育機関の地位向上、②一般知・科学知と宗教知との融合 (宗教知と一般知という二分法からの脱却、現代的な諸問題から宗教諸学の教えが乖離することの回避、宗教の諸価値が一般知の進歩から乖離することの回避)、③一般系高等教育機関で学んだムスリムとイスラーム系高等教育機関で学んだムスリムの間の溝の解消、④研究の発展 (宗教知だけでなく一般知を含むより幅広い研究への方向性。諸学問の発展とイスラーム研究の伝統の融合)、⑤イスラーム系高等教育機関で学位を取得したムスリムにより広い活動の場を提供すること、といった理由が挙げられている [Khozin 2006:153-155, Marwan 2010:183-220]。国立イスラーム大学の誕生は、イスラーム系高等教育を発展させる重要な契機になると考えられている [服部 2010]。

(2) スナン・カリジャガ国立イスラーム大学 シャリーア・法学部の概要

本項ではスナン・カリジャガ国立イスラーム大学と同大学法学部の変遷を概観する。なお、以下の記述は同大学の『2016/2017学年暦 学修案内 (Pedoman Akademik Fakultas Syariah dan Hukum 2016/2017)』にもとづく [UIN Sunan Kalijaga 2016/2017]。

前述したように1951年、私立インドネシア・イスラーム大学宗教学部を母体としてジョグジャカルタに国立イスラーム宗教大学校が設立された。この大学校が、スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の前身にあたる。設立当時の宗教学部は、イスラーム法 (Qada) 専攻、イスラーム教育 (タルビヤー) 専攻、ダアワ (伝道) 専攻の3つの専攻から構成された。その後、1960年に同校とイスラーム宗教公務アカデミーが統合し、国立イスラーム宗教大学 (Al-Jamiah Al Islamiyah Al Hukumiyah) が誕生した。前述したように、ジョグジャカルタにはシャリーア学部 (イスラーム法学部) とウスルディン学部 (神学部) の2学部が設置された。この時点では、一つの大学がジョグジャカルタとジャカルタにそれぞれ2学部を設置する形であったが、1963年にはそれぞれ独立した国立イスラーム宗教大学となった。ジョグジャカルタの場合、1963年の大学名は国立イスラーム宗教大学アル・ジャミア・ジョグジャカルタであった。そしてその後、1965年にスナン・カリジャガ国立イスラーム宗教大学となった。1965年当時の学部は、シャリーア学部 (イスラーム法学部)、ウスルディン学部 (神学部)、タルビヤー学部 (イスラーム教育学部) であった。

次にシャリーア学部 (イスラーム法学部) に設置された専攻の変遷をみると、1960年の国立イスラーム

宗教大学時代は、宗教大臣決定1960年43号にもとづき、タフシール・ハディース学（Tafsir/Hadis）専攻、フィクフ（Fikih）専攻、イスラーム法（Qada）専攻の3専攻から構成された。なおその後、タフシール・ハディース学専攻は、タフシール専攻とハディース学専攻に分かれた。1974年には、4専攻から3専攻すなわち、タフシール・ハディース（Tafsir Hadis）専攻、宗教裁判所（Peradilan Agama）専攻、イスラーム刑事法・民法（Pidana Perdata Islam）専攻の3専攻となった。1989/1990学年暦になると宗教大臣決定1988年122号にもとづき、タフシール・ハディース（Tafsir Hadis）専攻がウスルディン学部（神学部）へ移動し、代わりに比較学派（Perbandingan Mazhab）専攻が設置された。その後、2000/2001学年暦にイスラーム金融（Keuangan Islam）専攻を新たに設置し、4専攻すなわちイスラーム家族法（Al-Ahwal asy-Syakhshiyah）専攻、国家組織法（Jinayah Siyasah）専攻、Muamalat専攻、比較学派（Perbandingan Mazhab）専攻、イスラーム金融（Keuangan Islam）専攻となる。なお、従前の専攻との関係についてみると、1）イスラーム家族法専攻は従前のイスラーム法（Qada）専攻（1960-1974年）と宗教裁判所専攻（1974-1989年）、2）国家組織法専攻と Muamalat 専攻は従前のフィクフ専攻（1960-1974年）、イスラーム刑事法・民法専攻（1974-1989年）、国家組織法専攻（1989-1997年）、3）比較学派専攻は従前の比較学派専攻、そして4）イスラーム金融専攻は Muamalat 専攻の発展により誕生した専攻である。大統領決定2004年50号がこの学部構成の根拠となっている。

スナン・カリジャガ国立イスラーム宗教大学は2004年、大統領決定2004年50号により総合大学としてのスナン・カリジャガ国立イスラーム大学となった。その後、2009/2010学年暦になると、学部名称がシャリーア学部から、シャリーア・法学部に変更された。当時の専攻（jurusan/program studi）は6専攻すなわち、イスラーム家族法専攻、国家組織法専攻、Muamalat専攻、比較学派・法学専攻、イスラーム金融（Keuangan Islam）専攻、法学（Ilmu Hukum）専攻であった¹⁶。2015年に経済・イスラームビジネス（Fakultas Ekonomi dan Bisnis Islam）学部が開設されたことにもない、イスラーム金融専攻は同学部へ移動し、大学院として独立していたイスラーム法学修士プログラムが、シャリーア・法学部に移動した。その結果、2016年には学部段階に5専攻、大学院段階に1修士プログラムを有する学部となった。

次に、シャリーア・法学部の現状について概観した

い。以下の記述は、2017年の現地調査で得られた情報にもとづく。シャリーア・法学部には5つの専攻（Program Studi）があり、学生は入学時に専攻に分かれる。専攻の内訳は、①イスラーム家族法専攻、②国家組織法専攻、③シャリーア経済法専攻、④比較学派専攻、⑤法学専攻である。学生・教員の規模については、2014/15学年暦の学生数は2,592人（男女比6:4）、教員数は96人（常勤86人、非常勤10人）である。常勤教員はすべて修士号を取得しており、さらに博士号取得が推奨される。また、非常勤教員として弁護士、裁判官、公証人、金融機関の実務者などが任用されている。

前述したように大学院修士課程としてイスラーム法学プログラムが設置されており、大学院の学生数は約300人である。大学院への進学者の大半は学部からの進学者であるが、近年は実務者学生も増加しているという。また、将来的には大学院修士課程に法学プログラムの設置も予定されているとのことであった。大学院博士課程については、2018年にイスラーム法専攻を開設する予定で、定員は1学年約15~20人である。

（3）スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の法学教育

ここではまず、『シャリーア・法学部学修案内2016/2017学年暦』に示される学部のビジョンと目的をみておきたい。ビジョンについては「文明の進歩のために統合的（integrative）かつ相互連関的（interkoneksi）にシャリーア学および法学を発展させることにおいて卓越し名高くあること」とされている。「統合的」「相互連関的」にシャリーア学と法学を発展させるという表現のなかに、シャリーア・法学部の新たな目標が示されているといえる。次に、目的については以下の5点が掲げられている。

1. 統合・相互連関的な学術・専門的な能力を有するシャリーア・法学士を育てること。
2. 篤い信仰と高貴な道徳性を有し、社会性のあるマネジメント能力に長け、アントレプレナーシップ（起業家精神）と社会的な責任感の精神をもつシャリーア・法学士を育てること。
3. 学問の諸価値、人類の諸価値を尊重するシャリーア・法学士を育てること。
4. 統合的・相互連関的なシャリーア・法学の調査研究分野において、シャリーア・法学部を卓越的な研究センターにすること。
5. すべての卒業生と堅固で機能的なネットワークを確立すること。

上記の目的からは、1) ビジョンでも示されている統合的・相互連関的という言葉が強調されていること、2) 厚い信仰や高貴な道徳性といった宗教大学としての特徴がみられること、3) 教育のみでなく研究にも重点が置かれていること、4) マネージメント能力、アントレプレナーシップなど、現代社会に必要とされる能力をもった人材を育てようとしていることが理解できる。

カリキュラムは、ナショナルレベル（専攻により研究・技術・高等教育省もしくは宗教省カリキュラム）、大学レベル、学部レベル、専攻レベルからなり、取得単位数は144から最大160単位である。第7学期になると、地方・宗教・軍事裁判所での模擬裁判を含む実習も設けられている。また、法曹関係の資格との関係を見ると、学部を卒業することで取得可能な資格はなく、取得する学士号は5専攻とも法学学士となっている。カリキュラムは4年に1度改訂される。

前述したように、シャリーア・法学部には5つの専攻すなわち、①イスラーム家族法、②国家組織法、③シャリーア経済法、④比較学派（マズハブ）、⑤法学がある。それぞれの専攻の講義科目をみると、シャリーア学を中心とする講義科目を主として学ぶ専攻と、法学を中心とする講義科目を主として学ぶ専攻があることがわかる。前者に該当する専攻はイスラーム家族法専攻、シャリーア経済法専攻、比較学派専攻、後者に該当する専攻は法学専攻と国家組織法専攻である。後者のカリキュラムには、シャリーア学および関連するイスラーム諸学に関する入門・基礎科目が設けられているものの、限定的である。一方、後者のカリキュラムには、法学に関する入門・基礎科目が設けられているものの、講義の大半はシャリーア学および関連するイスラーム諸学から構成されている。添付資料2には、法学専攻とイスラーム家族法専攻の講義科目を示した。開講される科目はシャリーア学と法学関連の科目が並列的に並べられており、カリキュラムでみる限り、統合的・相互連関的な科目設定ができていくかどうか議論の余地があるように思われる。

カリキュラムの構成は5つの専攻ともに、実践的というよりも理論的・アカデミック志向的な構成であるといえる。前述したように、学部を卒業することで取得可能な資格はなく、取得する学士号は5専攻とも法学学士である。職業との関連でいえば、イスラーム家族法専攻は、卒業後の進路の一つとして宗教裁判所がその範疇にあると考えられる。また法学専攻および国家組織法専攻は、一般の法曹養成への接続が可能となっている。このことから、国立イスラーム宗教大学

に比べて、国立イスラーム大学は卒業生に幅の広い活躍の場を提供しているといえる。

おわりに—小括および今後の課題

以上、インドネシアの司法制度と法曹養成の歴史の変遷と現状、そして法学教育の歴史の変遷を概観したうえで、国立ディボネゴロ大学法学部およびスナン・カリジャガ国立イスラーム大学シャリーア・法学部を具体的な事例とし、両系統の法学教育について考察してきた。本項では、インドネシアの法曹養成における高等教育の位置づけと高等教育における法学教育の特徴を総合的に考察したい。

第一に、法曹養成における高等教育の位置づけに関しては、角田[2011]が指摘しているように、法曹三者共通の国家司法試験はなく、最高裁判所・検察庁・統一弁護士会がそれぞれ独立に資格付与試験を実施している。法学部を修了しても資格付与はないものの、法曹三者についてそれぞれ実施される資格ないし登用試験の受験資格として、法学士の学位取得が必須となっている。つまり、「大学で提供される教育は、法曹養成のための最初のかつ不可欠な」[角田 2011] 教育課程となっている。このことにより、大学での法学教育は、職業教育・実務教育よりも学術・理論志向の強い教育になっていると考えられる。

第二に、第一の点とも関わるが、高等教育における法学教育の特徴に関しては、両系統ともアカデミック・理論重視という点で同じ傾向がみられる。事例で考察したディボネゴロ大学では、各コースで特定の専門分野を深めることはできないが、幅広く学べる課程編成となっており、卒業後の多様な進路選択が可能である。同大学の事例では、法曹関係の専門職だけでなく、公務員や民間企業への就職を目指す学生が多く、同大学の法学教育が肯定的に評価されていた。また、スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の事例で考察したように、シャリーア・法学部のカリキュラム構成は、同学部で法学学士を取得した学生に対し、宗教裁判所や宗教省の公務員だけでなく一般の法曹関係への進路を開くものである。前述したように、2016年8月の宗教大臣規則によりイスラーム法学士の学位が廃止されて一般系の法学士に一本化されたことにより、実質的には学位の系統にもとづくキャリア上の区別がなくなった。現在は、宗教系高等教育機関で法曹を目指す学生も柔軟な進路選択が可能となっている。この点で、イスラーム系大学で学士号を取得したムスリムに、より広い活動の場を提供するという国立イスラーム大学創設当初の目的は、一定程度達成されていると

いえる。

第三に、伝統的な教育機関であるプサントレンとは異なる教育機関として独立前から登場したイスラーム高等教育機関では、創設期からイスラーム諸学と一般科目の融合が目指されてきたことが指摘できる¹⁷。ただし、国立イスラーム宗教大学校（PTAIN）から国立イスラーム宗教大学（IAIN）、さらに国立イスラーム大学（UIN）への変遷の過程において、一般諸学とイスラーム諸学の統合は、より重視されるようになったものの、管見の限りではあるが、現段階では統合というよりも折衷の形に留まっているように思われる。

最後に今後の課題をあげておきたい。第一に、本稿では2つの大学を事例としてインドネシアの法学教育の特徴を論じたが、法学教育の理念やカリキュラム、学生の志向や卒業後の進路はそれぞれの大学によって異なることが充分考えられる。今後は今回事例としてとりあげた大学以外の法学教育についても考察を広げる必要があると考える。第二に、現在インドネシアでは高等教育改革が進行中であり、そのなかの一つとして学術教育、専門教育、職業教育の明確化があげられる¹⁸。法学教育はどの要素も含む分野であり、その意味で現在進行中の改革動向とともに改めて考察する必要があると考える。これらの課題は稿を改めて論じたい。

注記

本稿の執筆分担は、服部が「はじめに」、「1. インドネシアの司法制度と法曹養成」の（1）の後半と（3）、「3. イスラーム大学におけるシャリヤ・法学教育：スナン・カリジャガ国立イスラーム大学の事例」、「おわりに—小括と今後の課題」を担当し、神内が「1. インドネシアの司法制度と法曹養成」の（1）の前半と（2）、「2. 一般系総合大学における法学教育：ディポネゴロ大学法学部の事例」を担当した。

追記

本研究は、科学研究費補助金基盤研究（B）「法整備支援重点支援対象国における法学教育」（研究代表者：四本健二、研究課題番号15H05176、平成27年度～30年度）の研究成果の一部である。

参考文献

角田多真紀「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」法務省法務総合研究所国際協力部、ICD NEWS 第44号、2010、pp.128-177.

- 角田多真紀「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」法務省法務総合研究所国際協力部 調査研究報告、2010年11月、pp.1-22.
- 小林寧子「インドネシア—インドネシアのイスラーム法と家族法」柳橋博之編著『現代ムスリム家族法』日本加除出版、2005、pp.87-240.
- 島田弦「インドネシアにおける植民地支配と『近代経験』—インドネシア国家原理とアダット法研究」『社会体制と法』6、2005、pp.50-67.
- 島田弦「インドネシア」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009、pp.130-155.
- 島田弦「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法のルーツにかんする研究ノート」『法政論集』272号、2017、pp.327-349.
- 島田弦・服部美奈「インドネシアにおける法学教育—インドネシア大学法学部・ディポネゴロ大学法学部での調査を中心に」『科学研究費補助金基盤研究B「法整備支援重点支援対象国における法学教育」最終報告書』、2019年3月.
- 戸田金一「第一編 インドネシア教育史」梅根 悟（著）、世界教育史研究会（編集）『世界教育史大系6 東南アジア教育史』講談社、1976、pp.20-145.
- 中田有紀「独立後のインドネシアにおける大学創設と国家との関わり—ジョグジャカルタの二つの大学と「場」の象徴性に着目して」日本比較教育学会『比較教育学研究』57号、東信堂、2018、pp.157-178.
- 服部美奈「高等教育の一大市場を形成する底力、先を見据えた人材育成戦略—インドネシアの高等教育戦略」（アジアの高等教育事情 ダイナミック・アジア9）、『リクルート カレッジマネジメント』（165、2010年11-12月号）、2010年11月、42-45頁.
- 山下輝年「インドネシアの司法制度と司法改革の状況」法務省法務総合研究所国際協力部報CID NEWS、第3号、2002年5月号、pp.117-156.
- 吉田信「オランダ植民地統治と法の支配—統治法109条による『ヨーロッパ人』と『原住民』の創出」『東南アジア研究』40（2）、2002、pp.115-140.
- Ball, John, *Indonesian Legal History 1602-1848*, Sydney: Oughtershaw Press, 1982.
- Cribb, Robert, *Legal Pluralism and Criminal Law in the Dutch Colonial Order, Indonesia*, 2010, Vol.90, pp. 47-66.
- Khazin, *Jejak-Jejak Pendidikan Islam di Indonesia: Rekonstruksi Sejarah untuk Aksi*, Edisi

- Revisi, UMM Press, 2006.
- Han Bing Siong, *An Outline of the Recent History of Indonesian Criminal Law*, Brill, 1961.
- Hikmahanto Juwana, "Legal Education Reform in Indonesia" *Asian Journal of Comparative Law*, Vo. 1, Issue 1, 2006, bepress, pp. 1932-0205.1016.
- Hoebel, E. Adamson & Schiller, A. Arthur, 'Introduction', in B. Ter Haar (Hoebel & Schiller trans.), *Adat Law in Indonesia*, Institute of Pacific Relations, New York, 1948.
- Hooker, M B, *Adat Law in Modern Indonesia*, Oxford University Press, Kuala Lumpur, 1978.
- Mahmud Yunus, *Sejarah Pendidikan Islam di Indonesia*, Mutiara Sumber Widya, 1992. (first version 1957)
- Marwan Saridjo, *Pendidikan Islam dari Masa ke Masa: Tinjauan Kebijakan Publik Terhadap Pendidikan Islam di Indonesia*, Yayasan Ngali Aksara, 2010.
- Lev, Daniel S, *Judicial Unification in Post-Colonial Indonesia*, *Indonesia*, 1973, pp. 1-37.
- UIN Sunan Kalijaga, *Pedoman Akademik Fakultas Syariah dan Hukum 2016/2017*.

〔注〕

- ¹ たとえば競争法整備に関する共同研究, 市民警察改革への支援, 災害後の裁判外紛争処理制度のガイドライン作り, 知的財産権制度の強化と法制度の整合性確保に関する共同研究など [島田・服部 2019:8]。
- ² インドネシア語では, アラビア語由来のシャリーア (syaria) とフィクフ (fikh), インドネシア語のイスラム法 (hukum Islam) などの語彙が場面に応じて使用される。本稿では, 原則的にインドネシア語文献で示された語彙に従ってその都度表記することとする。
- ³ ここでの「ヨーロッパ人」には, 東インド在住のオランダ人や, そのほかヨーロッパに起源を有する者 (イギリス, フランス, アメリカ, 南アフリカ, オーストラリアなど), 日本人, およびオランダの法と同種の家族法に服する土地の出身者 (トルコ, シヤムなど), そしてこれらの人々の子孫が含まれた。一般規則および統治法による住民区分については, 吉田 [2002] に詳しい。
- ⁴ オランダ植民地期の司法制度についての先行研究はすでに沢山あるが, ここでは主として Ball [1982], Hooker [1978], Hoebel=Schiller [1979], Cribb

- [2010], 島田 [2005] らの研究を参照した。
- ⁵ 日本軍政期から独立後にかけての司法制度の変遷については, Han [1961] や Lev [1973] に詳しい。
- ⁶ 「刑法規則に関する1946年法律第1号のインドネシア共和国全土への適用および刑法典改正に関する1958年法律第73号 (Undang-Undang Nomor 73 Tahun 1958 tentang Menyatakan Berlakunya Undang-Undang Nomor 1 Tahun 1946 tentang Peraturan Hukum Pidana Untuk Seluruh Wilayah Republik Indonesia dan Mengubah Kitab Undang-Undang Hukum Pidana)」
- ⁷ 裁判所の予算や裁判官の人事等の司法行政権に関しては, 長年, 通常裁判所および行政裁判所については司法省 (のちの法務人權省) が, 宗教裁判所については宗教省が, 軍事裁判所については国防省がそれぞれ権限をもっていたが, 1999年の司法権基本法改正により, 各裁判所の司法行政権はすべて最高裁判所に移された。裁判所や検察庁の組織, 人事の詳細, および近年の司法改革の状況については, 山下 [2002] や島田 [2009] を参照。
- ⁸ 裁判官になるには, まず, 年に1度実施される裁判官候補生試験に合格しなければならない。合格者は最高裁判所より裁判官候補生として任命され, 2~3年の研修を受ける。その後, 司法研修所による試験と最高裁判所による倫理テストに合格すると, 裁判官として正式採用されることとなる。検察官の場合は, 最高検察庁が年1回, 2~3年の経験を有する検察庁職員の中から検察官候補生を募集し試験を行う。弁護士の場合は, 弁護士会 (Organisasi Advokat) が, 特別研修プログラムの修了者を対象に司法試験を実施する。合格者は弁護士研修生として2年以上, 法律事務所での実務経験を積み, 研修修了後に管轄の高等裁判所で宣誓すると, 正式に弁護士資格を取得することができる [角田 2010b:8-17]。なお, 2003年弁護士法にもとづいて2004年に設立された統一弁護士会 (PERADI) は分裂状態にあり, 2009年には, 統一弁護士会を含む複数の弁護士会のいずれもが独自に司法試験を実施する権限をもつことが一応認められた。統一弁護士会の分裂経緯については, 角田 [2010a:166] を参照。
- ⁹ 裁判官の任用要件については, 「通常裁判に関する1986年法律第2号の第2次改正に関する2009年法律第49号 (Undang-Undang Nomor 49 Tahun 2009 tentang Perubahan Kedua Atas Undang-Undang Nomor 2 Tahun 1986 tentang Peradilan Umum)」 および「宗教裁判に関する1989年法律第7号の第2

次改正に関する2009年法律第50号（Undang-Undang Nomor 50 Tahun 2009 tentang Perubahan Kedua Atas Undang-Undang Nomor 7 Tahun 1989 tentang Peradilan Agama）」を参照。

¹⁰ 「宗教系高等教育機関の学位に関する2016年宗教大臣規則第33号（Peraturan Menteri Agama Nomor 33 Tahun 2016 tentang Gelar Akademik Perguruan Tinggi Keagamaan）」

¹¹ 「ディボネゴロ大学設立に関する1961年政府規則第7号（Peraturan Pemerintah Nomor 7 Tahun 1961 tentang Pendirian Universitas Diponegoro）」。大学の歴史については、ディボネゴロ大学ホームページ（<https://www.undip.ac.id/language/id/sejarah>）を参照した（2020年1月4日最終閲覧）。

¹² ベニー・リヤント氏へのインタビューによる（2018年2月27日）。

¹³ 参考までに、同じく国立総合大学であるインドネシア大学法学部正規学士プログラムのカリキュラムと比較してみると、インドネシア大学では学部必修科目のうち法学実習科目として22単位（うち必修9単位、選択13単位）を修得しなければならず、ディボネゴロ大学よりも実務科目が多い。なお選択科目には、リーガルクリニック2単位が含まれている [島田・服部 2019:17]。

¹⁴ 2018年2月26日実施。

¹⁵ 独立後間もない時期に設立された私立イスラーム高等教育として、①イスラーム高等学院(1945年設立)、その後、インドネシア・イスラーム大学(1948年)、②ジャカルタ・イスラーム大学(1951年設立)、③ダラル・ヒクマ・イスラーム大学(1953年設立)、④パレンバン・高等イスラーム学院(1957年設立)などをあげることができる [Mahmud Yunus 1992:213, 315-319, 395; 中田 2018:161-165]。

¹⁶ 2009/2010学年暦まで専攻を意味するインドネシア語として jurusan が使用されているが、2009/2010学年暦では jurusan と Program Studi が併用されている。6専攻のうち、イスラーム家族法専攻、国家組

織法専攻、Muamalat 専攻、比較学派・法学専攻は jurusan, イスラーム金融専攻、法学専攻は Program Studi とされている。新たに設置された専攻に関して Program Studi が使用されていると思われる。

¹⁷ 一方、伝統的なシャリーア教育で重視される、アラビア語で書かれた宗教注釈書の読解やアラビア語教育の重視は現在もプサントレンで継承されている。

¹⁸ 2012年に制定された高等教育法（高等教育に関する法律2012年第12号）とその法律に基づいた高等教育政策の展開が挙げられる。同法では高等教育機関を、大学、インスティテュート、カレッジ（単科大学）、ポリテクニク、アカデミー、コミュニティ・アカデミーの6種類に分類している。コミュニティ・アカデミーは同法による新しい分類で、地域の卓越性あるいは特別な需要を満たし、1～2年間の職業教育を提供する高等教育機関である。同法ではまた高等教育機関で提供する教育を、学術教育、職業教育、専門教育に類別している。学術教育は学士課程及び大学院課程の教育課程、職業教育は特定の専門性を持った職に役立つ応用知識を得るディプロマ課程の教育課程である。なお、職業教育課程のうちスペシャリスト課程は主に医学分野の教育課程である。専門教育は学士課程後の教育課程で、特別な専門性を必要とする職に就くため、学術教育や職業教育で身につけた知識・技術をさらに専門的に学ぶ教育課程である。このように、提供される教育の類別と専門性に配慮した高等教育の仕組み作り、そして学術教育だけでなく職業教育・専門教育の充実と制度化が進められている。なお、高等教育法の内容については、服部美奈「Ⅷ. インドネシア共和国 インドネシア共和国高等教育法（仮訳）」、『アジア諸国における高等教育法・大学法（資料集）』（科学研究費補助金・基盤研究B「アジアの『体制移行国』における高等教育制度の変容に関する比較研究」中間報告書第3冊、平成25年度～28年度、研究代表者：南部広孝）、2016年10月、pp.145-182を参照。

添付資料1 国立ディボネゴロ大学（スマラン）法学部
2016年度カリキュラム

1. 学部共通

	科目名		単位	種別
01	宗教教育	Pendidikan Agama	2	必修
02	公民	Kewarganegaraan	2	必修
03	パンチャシラ教育	Pendidikan Pancasila	2	必修
04	インドネシア語	Bahasa Indonesia	2	必修
05	英語	Bahasa Inggris	2	必修
06	体育	Olah Raga	1	必修
07	国家学	Ilum Negara	3	必修
08	インドネシア法入門	Pengantar Hukum Indonesia	4	必修
09	法学入門	Pengantar Ilum Hukum	4	必修
10	IT	Teknologi Informasi	2	必修
11	社会学と文化の基礎	Sosiologi dan Budaya Dasar	2	必修
12	刑法	Hukum Pidana	4	必修
13	民法	Hukum Perdata	4	必修
14	国家組織法	Hukum Tata Negara	4	必修
15	国家行政法	Hukum Administrasi Negara	4	必修
16	アダット法	Hukum Adat	2	必修
17	イスラーム法	Hukum Islam	4	必修
18	商法	Hukum Dagang	4	必修
19	国際法	Hukum Internasional	4	必修
20	農地法	Hukum Agraria	3	必修
21	労働法	Hukum Ketenagakerjaan	2	必修
22	税法	Hukum Pajak	2	必修
23	相続法	Hukum Waris	2	必修
24	アダット法Ⅱ	Hukum Adat Lanjut	2	必修
25	地方自治法	Hukum Otonomi Daerah	2	必修
26	国家行政法Ⅱ	Hukum Administrasi negara Lanjut	2	必修
27	刑法Ⅱ	Hukum Pidana Lanjut	2	必修
28	民事訴訟法	Hukum Acara Perdana	3	必修
29	刑事訴訟法	Hukum Acara Pidana	3	必修
30	国家行政手続法	Hukum Acara Tata Usaha Negara	3	必修
31	国際海洋法	Hukum Laut Internasional	2	必修
32	特殊刑法	Hukum Pidana Khusus	2	必修
33	保険法	Hukum Asuransi	2	必修
34	証券法	Hukum Surat Berharga	2	必修
35	会社法	Hukum Perusahaan	2	必修
36	知的財産権法	Hukum Hak Kekayaan Intelektual	2	必修
37	法と人権	Hukum dan Hak Asasi Manusia	2	必修
38	統計	Statistik	2	必修
39	環境法	Hukum Lingkungan	2	必修
40	法哲学	Filsafat Hukum	2	必修
41	法案作成論	Teori Perancangan Hukum	2	必修
42	契約法	Hukum Kontrak	2	必修
43	犯罪学	Kriminologi	2	必修
44	保証法	Hukum Jaminan	2	必修
45	法人類学	Antropologi Hukum	2	必修
46	国家行政手続法Ⅱ	Hukum Acara Tata Usaha Negara Lanjut	2	必修
47	刑事訴訟法Ⅱ	Hukum Acara Pidana Lanjut	2	必修
48	民事訴訟法Ⅱ	Hukum Acara Perdata Lanjut	2	必修
49	国際条約法	Hukum Perjanjian Internasional	2	必修

50	国際刑法	Hukum Pidana Internasional	2	必修
51	倫理および職業上の責任	Etika dan Tanggungjawab Profesi	2	必修
52	法と社会	Hukum dan Masyarakat	2	必修
53	研究方法とリーガルライティング	Metode penelitian dan Penulisan Hukum	2	必修
54	訴訟実務	Kemahiran Litigasi	3	必修
55	非訴訟実務	Kemahiran Non Litigasi -Laboratorium Hukum Kontrak (Perdata) -Laboratorium Perancangan Hukum (HTN) -Laboratorium Penitensier (Pidana) -Laboratorium Naker, Perpajakan dan Perijinan (HAN) -Laboratorium Hukum Perjanjian Internasional (HI) -Laboratorium Penemuan Asas Hukum (DDIH) -Laboratorium Legal & Contract (Acara)	2	必修
56	KKN（学外奉仕活動）	Kuliah Kerja Nyata	3	必修
57	リーガルライティング	Penulisan Hukum	2	必修
	合計		138	

2. コース別（Bagian）

① 刑事コース（Bagian Pidana）

	科目名		単位	種別
01	刑法選集	Kapita selekta Hukum Pidana	2	必修
02	比較刑法	Perbandingan Hukum Pidana	2	必修
03	刑法ポリティクス	Politik Hukum Pidana	2	必修
04	犯罪学選集	Kapita Selekta Kriminologi	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	被害者学	Viktimologi	2	選択
02	刑罰学	Penologi Hukum Perdata	2	選択
03	少年法	Hukum Pidana Anak	2	選択
04	刑事裁判制度	Sistem Peradilan Pidana	2	選択
	合計		4	

② 西洋民事コース（Bagian Perdata Barat）

	科目名		単位	種別
01	民法選集	Kapita selekta Hukum Perdata	2	必修
02	比較民法	Perbandingan Hukum Perdata	2	必修
03	法律に反する行為	Perbuatan Melawan Hukum	2	必修
04	財産法	Hukum Harta Kekayaan	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	アパートメント法	Hukum Apartemen	2	選択
02	国際私法	Hukum Perdata Internasional	2	選択
03	契約法	Hukum Perjanjian Bernama	2	選択
04	国際私法に関する条約	Konvensi-konvensi Hukum Perdata Internasional	2	選択
	合計		4	

③ 商事コース（Bagian Perdata Dagang）

	科目名		単位	種別
01	資本市場法	Hukum Pasar Modal	2	必修
02	商法選集	Kapita selekta Hukum Dagang	2	必修
03	銀行法	Hukum Perbankan	2	必修

インドネシアの法学教育と法曹養成

04	破産および返済遅延法	Hukum Kepailitan dan Penundaan Pembayaran Hutang	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	交通法	Hukum Transportasi	2	選択
02	金融機関法	Hukum Lembaga Pembiayaan	2	選択
03	消費者保護法	Hukum Perlindungan Konsumen	2	選択
04	起業法	Hukum Kewirausahaan	2	選択
	合計		4	

④農事・アダット・イスラーム・コース (Bagian Perdata Agraria, Adat & Islam)

	科目名		単位	種別
01	アダット法選集	Kapita selekta Hukum Adat	2	必修
02	農地法選集	Kapita selekta Hukum Agraria	2	必修
03	抵当権の理論と実践	Teori dan Praktek Hak Tanggungan	2	必修
04	イスラーム経済法	Hukum Ekonomi Islami	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	土地取得手続法	Hukum Tata Cara Perolehan Tanah	2	選択
02	宗教裁判法	Hukum Peradilan Agama	2	選択
03	シャリーア銀行法	Hukum Perbankan Syariah	2	選択
04	アダット法とアダット共同体の権利	Hukum Adat dan HAM (Hak Masyarakat Adat)	2	選択
	合計		4	

⑤手続法コース (Bagian Hukum Acara)

	科目名		単位	種別
01	刑事執行法	Hukum Eksekusi Pidana	2	必修
02	民事執行法	Hukum Eksekusi Perdata	2	必修
03	国家行政執行法	Hukum Eksekusi Tata Usaha Negara	2	必修
04	証拠法	Hukum Pembuktian	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	司法管理	Manajemen Peradilan	2	選択
02	没収法	Hukum Tentang Sita	2	選択
03	犯罪行為	Kriminalistik	2	選択
04	法医学	Hukum Kedokteran Kehakiman	2	選択
	合計		4	

⑥国家組織法コース (Bagian Hukum Tata Negara)

	科目名		単位	種別
01	憲法	Hukum Konstitusi	2	必修
02	国家組織法選集	Kapita selekta Hukum Tata Negara	2	必修
03	比較国家組織法	Perbandingan Hukum Tata Negara	2	必修
04	漁業法	Hukum Perikanan	2	必修
	合計		8	

	科目名		単位	種別
01	法と政治	Hukum dan Politik	2	選択
02	国籍および出入国管理法	Hukum Kewarganegaraan dan Keimigrasian	2	選択
03	憲法裁判法	Hukum Peradilan Konstitusi	2	選択
04	法と居住	Hukum dan Kependudukan	2	選択
	合計		4	

⑦国家行政法コース（Bagian Hukum Administrasi Negara）

科目名		単位	種別
01 国家行政法選集	Kapita Selektta Hukum Adminisitrasi Negara	2	必修
02 税法Ⅱ	Hukum Pajak Lanjut	2	必修
03 労働法Ⅱ	Hukum Ketenagakerjaan Lanjut	2	必修
04 国家財政法	Hukum Keuangan Negara	2	必修
合計		8	

科目名		単位	種別
01 比較国家行政法	Perbandingan Hukum Administrasi Negara	2	選択
02 土地利用法	Hukum Tata Guna Tanah	2	選択
03 鉱業および林業法	Hukum Pertambangan dan Kehutanan	2	選択
04 税および労働紛争解決法	Hukum Penyelesain Perselisihan Pajak dan Ketenagakerjaan	2	選択
合計		4	

⑧国際法コース（Bagian Hukum Internasional）

科目名		単位	種別
01 国際法選集	Kapita Selektta Hukum Internasional	2	必修
02 国際経済法	Hukum Ekonomi Internasional	2	必修
03 国際組織法	Hukum Organisasi Internasional	2	必修
04 国際人道法	Hukum Humaniter Internasional	2	必修
合計		8	

科目名		単位	種別
01 人権とグローバル化	HAM dan Globalisasi	2	選択
02 航空宇宙法	Hukum Udara dan Angkasa	2	選択
03 国際環境法	Hukum Lingkungan Internasional	2	選択
04 外交法	Hukum Diplomatik	2	選択
合計		4	

⑨法と社会コース（Bagian Hukum dan Masyarakat）

科目名		単位	種別
01 法と公共政策	Hukum dan Kebijakan Publik	2	必修
02 法と女性	Hukum dan Wanita	2	必修
03 道徳法と宗教	Hukum Moral dan Agama	2	必修
04 法と社会変化	Hukum dan Perubahan Sosial	2	必修
合計		8	

科目名		単位	種別
01 法と貧困	Hukum dan Kemiskinan	2	選択
02 法と文化システム	Hukum dan Sistem Budaya	2	選択
03 法と技術移転	Hukum dan Alih Teknologi	2	選択
合計		4	

⑩法学基礎コース（Bagian Dasar-Dasar Ilum Hukum）

科目名		単位	種別
01 法の歴史	Sejarah Hukum	2	必修
02 法思想の発展	Perkembangan Pemikiran Hukum	2	必修
03 法の発見	Penemuan Hukum	2	必修
04 法の変化	Perubahan Hukum	2	必修
合計		8	

インドネシアの法学教育と法曹養成

	科目名		単位	種別
01	経済学入門	Pengantar Ilum Ekonomi	2	選択
02	論理と倫理の哲学	Filsafat Logika dan Etika	2	選択
03	オランダ語	Bahasa Belanda	2	選択
	合計		4	

注)

1. 本カリキュラムは2010年度以降の入学者に適用される。
2. 卒業所要単位は150単位とする（うちコア単位：138，コース必須単位：8，コース選択単位：4）
3. 民法コースの必須科目8単位は，西洋民法コース，商法コース，農法・アダット・イスラーム・コースの必須単位から選んでもよい。
4. 選択科目4単位は，他のコースの科目でも取得することができる。

添付資料2 スナン・カリジャガ国立イスラーム大学（ジョグジャカルタ） シャリーア・法学部
2016年度カリキュラム

1. 法学専攻（Prodi Ilmu Hukum）

第1学期

	科目名		単位	種別
01	クルアーン解釈および法ハディース	Tafsir Ayat dan Hadis Hukum	2	必修
02	アラビア語	Bahasa Arab	2	必修
03	イスラーム法学・法源学	Fikih/Usul Fikih	2	必修
04	パンチャシラ	Pancasila	2	必修
05	英語	Bahasa Inggris	2	必修
06	イスラーム研究入門	Pengantar Studi Islam	2	必修
07	法学入門	Pengantar Ilmu Hukum	2	必修
08	タウヒード（神の唯一性）	Tauhid	2	必修
09	クルアーンとハディース	Al-Quran dan Hadis	2	必修
10	インドネシア・イスラーム法学	Fikih Indonesia	2	必修
	合計		20	

第2学期

	科目名		単位	種別
01	公民	Kewarganegaraan	2	必修
02	イスラーム民法	Hukum Perdata Islam	3	必修
03	イスラーム公法	Hukum Publik Islam	3	必修
04	シャリーア経済	Ekonomi Syariah	2	必修
05	国家学	Ilmu Negara	2	必修
06	インドネシア法入門	Pengantar Hukum Indonesia	3	必修
07	法の歴史	Sejarah Hukum	2	必修
08	イスラーム文化史と地域文化	Sejarah Kebudayaan Islam dan Budaya Lokal	2	必修
	合計		19	

第3学期

	科目名		単位	種別
01	刑法	Hukum Pidana	4	必修
02	民法	Hukum Perdata	4	必修
03	国家組織法	Hukum Tata Negara	4	必修
04	国家行政法	Hukum Administrasi Negara	4	必修
05	アダット法	Hukum Adat	3	必修
06	知の哲学	Filsafat Ilmu	2	必修
07	アフラック（道徳）とタサウフ（スーフィーたちの営為）	Akhlaq dan Tasawuf	2	必修
	合計		23	

第4学期

	科目名		単位	種別
01	刑事訴訟法	Hukum Acara Pidana	3	必修
02	民事訴訟法	Hukum Acara Perdata	3	必修
03	税法	Hukum Pajak	2	必修
04	農地法	Hukum Agraria	4	必修
05	特殊刑法	Hukum Pidana Khusus	2	必修
06	商法	Hukum Dagang	2	必修

インドネシアの法学教育と法曹養成

07	環境法	Hukum Lingkungan	2	必修
08	労働法	Hukum Ketenagakerjaan	2	必修
09	国際私法	Hukum Perdata Internasional	2	必修
	合計		22	

第5学期

	科目名		単位	種別
01	司法実習	Praktik Peradilan	4	必修
02	契約の作成	Perancangan Kontrak	2	必修
03	軍事裁判訴訟法	Hukum Acara Peradilan Militer	2	必修
04	PTUN 訴訟法	Hukum Acara PTUN	2	必修
05	サイバー法	Hukum Mayantara/Cyber Law	2	必修
06	法社会人類学	Sosio-antropologi Hukum	3	必修
07	法の調査および執筆方法	Metode Penelitian dan Penulisan Hukum	3	必修
08	インドネシア語	Bahasa Indonesia	2	必修
	合計		20	

第6学期

	科目名		単位	種別
01	国家行政司法実習	Praktik Peradilan Tata Usaha Negara	2	必修
02	法案作成	Legal Drafting	3	必修
03	宗教裁判訴訟法	Hukum Acara Peradilan Agama	2	必修
04	憲法裁判訴訟法	Hukum Acara Mahkamah Konstitusi	2	必修
05	国際法	Hukum Internasional	4	必修
06	法政治学	Politik Hukum	2	必修
07	法哲学	Filsafat Hukum	2	必修
08	国際ビジネス契約	Kontrak Bisnis Internasional	2	選択
09	調査技法	Teknik Investigasi	2	選択
10	弁護論	Advokatur	2	選択
11	代替的紛争解決	Resolusi Konflik Alternatif	2	選択
12	紛争処理	Penyelesaian Sengketa	2	選択
	合計		21	

第7学期

	科目名		単位	種別
	Mata Kuliah Pilihan Konsentrasi		10	
	A. 刑法 Hukum Pidana			
01	比較刑法	Perbandingan Hukum Pidana	2	選択
02	刑法ポリテクス	Politik Hukum Pidana	2	選択
03	刑事裁判制度	Sistem Peradilan Pidana	2	選択
04	犯罪学	Kriminologi	2	選択
05	国際刑法	Hukum Pidana Internasional	2	選択
06	法医学法	Hukum Forensik	2	選択
07	軍刑事法	Hukum Pidana Militer	2	選択
08	環境刑事法	Hukum Pidana Lingkungan	2	選択
09	少年法	Hukum Pidana Anak	2	選択
10	アダット刑法	Hukum Pidana Adat	2	選択
	B. 国家組織・国家行政法 Hukum Tata Negara / Administrasi Negara			
01	地方政府法	Hukum Pemerintah Daerah	2	選択
02	憲法	Hukum Konstitusi	2	選択
03	比較国家組織法	Perbandingan Hukum Tata Negara	2	選択

04	政党・選挙法	Hukum Kepartaian dan Pemilu	2	選択
05	司法権	Kekuasaan Kehakiman	2	選択
06	公民法	Hukum Kewarganegaraan	2	選択
07	国家予算法	Hukum Anggaran Negara	2	選択
08	認可法	Hukum Perijinan	2	選択
09	保健法	Hukum Kesehatan	2	選択
10	公共政策法	Hukum Kebijakan Publik	2	選択
	C. 民法 Hukum Perdata		21	
01	銀行法	Hukum Perbankan	2	選択
02	資本・投資市場法	Hukum Pasar Modal dan Investasi	2	選択
03	知的財産権法	Hukum Hak Atas Kekayaan Intelektual	2	選択
04	保障法	Hukum Jaminan	2	選択
05	破産法	Hukum Kepailitan	2	選択
06	保険法	Hukum Asuransi	2	選択
07	証券法	Hukum Surat-surat Berharga	2	選択
08	独占禁止法および不当競争	Hukum Antimonopoli dan Persaingan Usaha Tidak Sehat	2	選択
09	金融機関法 funding/financing	Hukum Lembaga Pembiayaan	2	選択
10	消費者保護法	Hukum Perlindungan Konsumen	2	選択
11	法曹専門職倫理	Etika Profesi Hukum	2	必修
12	法と社会変化	Hukum dan Perubahan Sosial	2	必修
13	法と人権	Hukum dan Hak Asasi Manusia	2	必修
	合計		16	

第8学期

	科目名		単位	種別
01	KKN（学外奉仕活動）	Kuliah Kerja Nyata	4	必修
02	論文	Skripsi	6	必修
	合計		10	

2. イスラーム家族法専攻（Prodi Al Ahwal Asy-Syakhhiyyah）

第1学期

	科目名		単位	種別
01	アフラック（道徳）とタサウフ（スーフィーたちの営為）	Akhlak Tasawuf	2	必修
02	クルアーンとハディース	Al-Qur'an dan Hadis	3	必修
03	アラビア語	Bahasa Arab	2	必修
04	インドネシア語	Bahasa Indonesia	2	必修
05	イスラーム法学・法源学	Fikih dan Usul Fikih	2	必修
06	パンチャシラ	Pancasila	2	必修
07	家族法入門	Pengantar Hukum Keluarga	2	必修
08	法学入門	Pengantar Ilmu Hukum	3	必修
09	タウヒード（神の唯一性）	Tauhid	2	必修
	合計		20	

第2学期

	科目名		単位	種別
01	英語	Bahasa Inggris	2	必修
02	信仰行為に関するイスラーム法学	Fikih Ibadah	2	必修
03	ムアマラートに関するイスラーム法学	Fikih Muamalat	2	必修
04	知の哲学	Filsafat Ilmu	3	必修

インドネシアの法学教育と法曹養成

05	アダット法	Hukum Adat	2	必修
06	公民	Kewarganegaraan	2	必修
07	インドネシア法入門	Pengantar Hukum Indonesia	2	必修
08	インドネシア研究入門	Pengantar Studi Islam	2	必修
09	イスラーム法史	Sejarah Hukum Islam	2	必修
10	イスラーム文化史と地域文化	Sejarah Kebudayaan Islam dan Budaya Lokal	2	必修
	合計		21	

第3学期

	科目名		単位	種別
01	農地法	Hukum Agraria	2	必修
02	民法	Hukum Perdata	2	必修
03	刑法	Hukum Pidana	2	必修
04	イスラーム刑法	Hukum Pidana Islam	2	必修
05	クルアーン学	Ilmu Al-Qur'an	3	必修
06	ハディース学	Ilmu Hadis	3	必修
07	イスラーム法社会人類学	Sosio-antropologi Hukum Islam	3	必修
08	イスラーム法源学	Usul Fikih	4	必修
	合計		21	

第4学期

	科目名		単位	種別
01	法のハディース	Hadis Hukum	4	必修
02	イスラーム相続法	Hukum Pewarisan Islam	4	必修
03	イスラーム婚姻法	Hukum Perkawinan Islam	4	必修
04	ザカート（喜捨）・ワクフ（寄進）法	Hukum Zakat & Wakaf	2	必修
05	マネジメント	Manajemen	2	選択
06	家族心理学	Psikologi Keluarga	2	選択
07	イスラーム法学の法の基礎	Qawa'id Fiqhiyah	2	必修
08	法に関するクルアーン章句解釈学	Tafsir Ayat Hukum	4	必修
09	インドネシア・イスラーム法学	Fikih Indonesia	2	必修
	合計		24	

第5学期

	科目名		単位	種別
01	シャリーア経済	Ekonomi Syari'ah	2	必修
02	イスラーム法哲学	Filsafat Hukum Islam	2	必修
03	民事訴訟法	Hukum Acara Perdata	2	必修
04	刑事訴訟法	Hukum Acara Pidana	2	必修
05	国家組織法	Hukum Tata Negara	2	必修
06	天文学	Ilmu Falak	3	必修
07	首長論	Kepenghuluan	2	必修
08	メディエーション	Mediasi	2	必修
09	法調査法	Metodologi Penelitian Hukum	2	必修
10	イスラーム裁判・訴訟法の歴史	Sejarah Peradilan dan Hukum Acara Islam	2	必修
	合計		21	

第6学期

	科目名		単位	種別
01	弁護論	Advokatur	2	必修
02	イスラーム世界における相続法	Hukum Kewarisan di Dunia Islam	2	必修

03	イスラーム世界における婚姻法	Hukum Perkawinan di Dunia Islam	2	必修
04	アラビア語文献講読	Membaca Teks Arab	2	必修
05	英語文献講読	Membaca Teks Inggris	2	必修
06	法案作成	Legal Drafting	2	必修
07	学外実習	Praktik Kerja Lapangan	2	必修
08	裁判行政	Administrasi Peradilan	2	選択
09	イスラーム法のなかのオリエンタリズム	Orientalisme dalam HK.Islam	2	選択
10	国家組織に関するイスラーム法学	Fikih Siyasa	2	選択
11	軍事裁判訴訟法	Hukum Acara Peradilan Militer	2	選択
12	PTUN 訴訟法	Hukum Acara PTUN	2	選択
13	法と人権	Hukum dan Hak Asasi Manusia	2	選択
14	天文学実験室演習	Praktikum Ilmu Falak	2	選択
	合計		22	

第7学期

	科目名		単位	種別
01	現代イスラーム家族法	Hukum Keluarga Islam Kontemporer	2	必修
02	国際私法	Hukum Perdata Internasional	2	必修
03	裁判実習	Praktik Peradilan	3	必修
04	KKN（学外奉仕活動）	Kuliah Kerja Nyata	4	必修
05	法曹専門職倫理	Etika Profesi Hukum	2	選択
06	憲法裁判訴訟法	Hukum Acara Mahkamah Konstitusi	2	選択
	合計		13	

第8学期

	科目名		単位	種別
01	最終課題 / 論文	Tugas Akhir / Sripsi	6	必修
	合計		6	

Indonesian Legal Education and the Training of Professionals for the Legal Field; A Comparative Study of General University and Islamic University

Mina HATTORI*, Yoko JINNAI**

This study describes the characteristics of legal education in Indonesian higher education, and examines the position and role of higher education towards the training of professionals for the legal field. Two types of universities are analyzed; one a national general university operated by the Ministry of Higher Education and the other a national Islamic university operated by the Ministry of Religion Affairs.

A historical overview of these institutions is followed by an explanation of the current Indonesian situation for legal education. Next an analysis is offered of the legal education performed at Diponegoro University (Central Java,) an example of a national general university, and at Sunan Kalijaga Islamic University (Yogyakarta) a national Islamic university. Finally, a conclusion summarizes the characteristics important to Indonesian modern legal education, with an attempt to clarify and discern the differences between the legal education and training of legal professionals training at these two types of universities within the country.

For this research, various documents were analyzed, informants at each university interviewed, and classes at both universities observed. The field research conducted by Y. Jinnai occurred from March 14–22, 2017 and by M. Hattori, from February 26–27, 2018.

In conclusion, the following three points were made: First, as Kadota (2011) has pointed out, there still exists no national common bar examination for legal professionals. The Supreme Court, the Prosecutor's Office, and the association of lawyers conduct each examination independently, including assessment and final certification. Students cannot obtain this certificate, even if they have successfully completed university studies. It is mandatory to first obtain a bachelor's degree as a basic qualification. In other words, "the education offered at universities is the first and indispensable part of legal training" [Kadota 2011]. This also means that law education at universities has become more academic and theoretical-oriented than a vocation-oriented, practical pedagogy.

Secondly, at the higher education level, the characteristics for legal education show the same tendencies in both systems; both place emphasis on academic, theoretical knowledge. At Diponegoro University, it is not possible for students to deepen a particular field of specialization, although the course is organized so that it can be studied more broadly. Therefore, students can obtain opportunities that enable easier access to a wide spectrum of careers after graduation. At Sunan Kalijaga National Islamic University, the curriculum of the faculty of Shari'a and Law is designed for students to obtain a bachelor's degree in law, although not a bachelor's degree in Islamic law. Students are thus able to gain access to occupations other than that of a religious court civil servant, or a position within the Ministry of Religion Affairs; they may also train for the legal profession in general. In this regard, it can be said that the initial purpose for the establishment of the National Islamic University to provide Muslims with a bachelor's degree in general law has been achieved to some extent.

Finally, this study illustrates that Islamic institutions of higher education that appeared before independence as institutions with different missions than the traditional the educational institution, *Pesantren*, have been successful in integrating Islamic studies in general. Despite this progress, it must be mentioned that the trend towards integration represent more a concern towards the transition from a National Islamic College (PTAIN) to a National Islamic Institute (IAIN,) and then to a National Islamic University (UIN), and as such, true integration is still incomplete, and rather remains a compromise.

* Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

** Former Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University